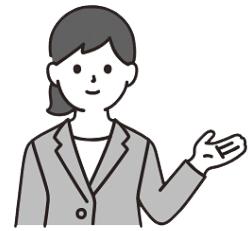


# 所得税の確定申告 市民税・県民税の申告に関するお知らせ



相談

申込  
不要



## 税理士による無料申告相談

年金受給者・給与所得者・小規模納税者の所得税確定申告書を作成・提出できます

日時 1月 26 日 (月) 10:00 ~ 17:00 (受付は 16:00 まで)

場所 すこやかセンター2階 会議室1

### ■準備するもの・準備すること

- 源泉徴収票など申告に必要な書類
- マイナンバーカード
- マイナンバーカードのパスワード (①・②ともに)
  - ①利用者証明用電子証明書 (数字4桁)
  - ②署名用電子証明書 (英数字6文字以上)
- スマートフォン
- 成田税務署からのハガキや封書で「確定申告書」・「確定申告のお知らせ」が届いている人は、持参してください。
- 成田税務署の申告書作成会場で、申告書を作成したことのある人は、申告書などの控えを持参してください。
- 医療費控除を受ける人は、事前に「医療費控除の明細書」を作成してください。

申告書や明細書などの様式は、国税庁  
ホームページで入手できます。



### ○ 入場整理券が必要です

- 会場内の混雑緩和のため、当日は「入場整理券」を配布します。なお、入場整理券の配布状況に応じて、受付を終了する場合があります。
- 入場整理券は、国税庁公式 LINE で事前に入手することも可能です。



### △ 注意事項

- 申告書などの提出のみの場合は、直接税務署に持参するか、郵送で提出してください。
- 申告用紙の配布のみは行いません。
- 土地・建物及び株式などの譲渡所得がある場合、損失などの繰越控除がある場合や住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）適用初年度の人は受付できません。
- 所得金額が高額な場合や、相談内容が複雑な人はお控えください。

問成田税務署 ☎ (28) 5151

## 令和8年度 市民税・県民税の申告受付相談

日時 2月 2日 (月) ~ 13日 (金)

9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 16:00 (土・日曜日、休日を除く)

場所 すこやかセンター2階 会議室1

※ 12日 (木)・13日 (金) のみ すこやかセンター2階会議室3

### 申告が必要な人

- 令和8年1月1日現在、市内に住んでいた人で、次のいずれかに該当する人
- 所得税の確定申告は必要ないが、市民税・県民税で各種控除を受ける
- 所得が給与所得のみで、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない
- 雇用保険、障害年金・遺族年金など、非課税の所得のみで生計を立てていた
- 所得がなく、別世帯の人の扶養親族になっている

### ○所得がなく、誰の扶養控除対象にもなっていない

- 富里市に住んでいないが、令和8年1月1日現在に事務所・家屋敷のいずれかが市内にある

### 申告が不要な人

- 令和7年分（令和8年度）所得税の確定申告をする
- 勤務先から給与支払報告書が市区町村に提出される
- 同一世帯の家族の扶養控除対象者になっている

問課税課 ☎ (93) 0443